

補助金調書

補助金名	水洗便所改造補助金				担当課 (連絡先)	道路下水道局管理部下水道管理課 (TEL 711-4534)
交 付 先	■ 個人	【団体名・種別等】			区分	建設費に対する補助金
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期	随時			
(公募の場合) 応募要件	生活保護を受けている方または中国残留邦人で永住帰国後の自立支援のための支援給付を受けている方で、くみ取り便所から水洗便所に改造する家屋を使用する方については、改造について、家屋所有者の承諾を得ており、公共下水道に宅内の排水管を接続し排水ができる地域の公示があった日から3年以内に改造を行う方であること。 ただし、市長が特に必要と認めた場合には、3年以内の水洗便所への改造を行う要件を要しないものとする。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和 53	年度	経過年数	47	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	すでに公共下水道に宅内の排水管を接続し排水ができる地域において、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行う者に対し、予算の範囲内で当該改造に必要な費用の一部を水洗便所改造補助金として補助することについて必要な事項を定め、水洗便所の普及を促進し、もって都市環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	本助成は下水道処理区域内において、水洗化を行う者に対し、補助をすることにより、水洗化普及を図り、もって生活環境の向上に資することを目的としており、必要性は薄れてないため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 生活保護を受けている方で生活扶助世帯もしくは生活支援給付世帯の方、または中国残留邦人で永住帰国後の自立支援のための支援給付を受けている方で、水洗便所に改造する家屋1戸に対し、大便器を設置する便所1カ所とし、改造工事費用の額(ただし、税抜255,000円まで)に100分の110を乗じて得た額(ただし、市長が特に必要と認めた場合は、別に定めるところにより、255千円に100分の110を乗じて得た額を超えて補助することができる。) また、生活保護を受けている方で生活扶助世帯以外もしくは生活支援給付世帯以外の方は、改造家屋1戸に対し、便器を設置する便所1カ所とし、改造工事費用の額(ただし、税抜127,500円まで)に100分の110を乗じて得た額。					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	0 件	0 件	0 件		
	516 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	なし。					
補助金交付 による効果	生活環境の向上。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。